

特許法第35条改正に対応した 職務発明規定の見直しと相当対価算定の実務

●日時● 2015年 11月 25日(水) 13:30 ~ 16:30

●会場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講師 法律事務所フラッグ 弁護士・弁理士 高橋 淳 氏

【略歴】1995年10月司法試験上位合格(論文試験10番、口述試験11番)。1996年4月司法研修所入所。1998年4月弁護士登録。2002年1月弁理士登録。2003年6月日弁連知的財産委員会(現:日弁連知的財産制度委員会)委員に選任される。2005年2月経済産業省主催の「営業秘密の適正管理のあり方に関する研究会」の委員に選任される。2005年5月工業所有権審議会臨時委員に選任される。2015年12月15日工業所有権審議会試験委員に任命される。

【著作】『職務発明規定 改正対応の実務』レクシスネクシス・ジャパン(株)、『職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務』、『裁判例から見る進歩性判断』産業調査会、『不正競争防止法コンメンタール』レクシスネクシス・ジャパン(株)、『注解特許法』共著、青林書院、ほか多数。

◆ 開催にあたって

2015年7月10日に特許法等の一部を改正する法律が公布されました。今回の改正では職務発明制度(特許法第35条)が見直され、公布日から1年以内の施行が決まっており、その対応が求められます。本セミナーでは「職務発明規定改正対応の実務」の著者でもある弁護士・弁理士の高橋先生をお招きし、法改正の内容はもちろん、職務発明規定の変更手続きの進め方、相当対価の算定方法、その他実務上の留意点にいたるまで解説していただきます。

■ プログラム概要

1. 現行特許法 35 条の内容及び制定経緯
2. 改正条項の検討
3. 改正法の実務への影響(実績補償方式から一括払い方式へ)
4. 職務発明規定の変更手続
5. 退職者・出向者の取扱い等特別な問題

～質疑応答～

●受講料● 1名 (税込、資料代含む)

正会員	29,160円	本体価格 27,000円
一般	32,400円	本体価格 30,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●申込書を FAX にてご送いただく際は、FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

●お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますので、お申込者をご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承下さい。

一般社団法人企業研究会

担当: 横谷 E-mail: yokoya@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3513 FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます。
*FAXでご送いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

151691-0310(※)		2015.11.25	
申込書			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
ご氏名	フリガナ	所属	役職
TEL	FAX		
E-mail			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。